

# ○山梨県警察機動装備隊の設置及び運用要綱

平成15年3月27日  
〔通達（務）第37号〕

## 第1 趣旨

この要綱は、山梨県警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 設置

山梨県警察本部に、機動装備隊を置く。

## 第3 任務

機動装備隊は、事件、事故、災害等（以下「事件等」という。）が発生した場合における警察活動を支援するため、次の任務を行う。

- (1) 事件等の発生時における装備資機材の調達及び総合運用に関すること。
- (2) 事件等発生現場への装備資機材の搬送に関すること。
- (3) 事件等の現場における装備資機材の効果的な活用に関すること。

## 第4 編成等

1 機動装備隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって編成する。隊長は警務部警務調査官（以下「警務調査官」という。）を、副隊長は警務部警務課装備担当補佐をもって充てる。

2 機動装備隊に、総括班、支援班及び特殊技術班を置く。各班の任務は次のとおりとする。

### (1) 総括班

機動装備隊各班の連絡及び調整並びに装備資機材の調達及び活用に関すること。

### (2) 支援班

装備資機材の搬送及び現場での活用に関すること。

### (3) 特殊技術班

現場における特殊装備資機材等の活用及び技術指導に関すること。

3 機動装備隊各班の構成及び人員は、別表のとおりとする。

## 第5 隊員の指定等

1 隊員の指定及び解除は、警務課長の上申に基づき、警察本部長が行うものとする。

2 所属長は、所属職員の中に、特殊技術班員として適任と認められる者がいる場合は、機動装備

隊特殊技術班員候補者推薦書（第1号様式）により、警務課長に推薦するものとする。

3 警務課長は、所属長から特殊技術班員候補者として推薦があった者について、機動装備隊特殊技術班員候補者台帳（第2号様式）に登録し、その中から適任と認められる者について、隊員の指定を上申するものとする。

## 第6 出動要請等

- 1 事件等の発生地を管轄する警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、他所属が保管・管理する装備資機材の効果的な活用を図る必要があると認めるときは、警務課長を経由し、警察本部長に対して機動装備隊の出動を要請することができる。
- 2 警察本部長は、警察署長等から出動要請があったときは、事件等の内容に応じ、必要とする装備資機材の調達、隊員の派遣その他必要な措置を執るものとする。
- 3 現場に派遣された機動装備隊員は、警察署長等の指揮の下で必要な活動を行う。

## 第7 出動記録簿

機動装備隊長は、機動装備隊の出動の都度、機動装備隊出動記録簿（第3号様式）に所定の事項を記録し、機動装備隊の効果的運用に努めるものとする。

## 第8 教養訓練等

隊員は、常に装備資機材の点検・整備に努めるとともに、装備資機材の効果的活用を図るために、必要に応じて実戦的教養訓練を行うものとする。

## 第9 隊員の心構え

隊員は、装備資機材の活用を通じて現場活動等を支援するという使命感を持ち、事件等の各種活動が迅速かつ的確に行われるよう、任務の遂行に全力を尽くさなければならない。

## 第10 隊章及び腕章の着装

隊員は出動時、出動服の左胸に隊章（第4号様式）を、左腕に腕章（第5号様式）をそれぞれ着装するものとする。

## 第11 庶務

機動装備隊の庶務は、警務部警務課において行う。

## 第12 実施年月日

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

## 別表及び様式 略